



令和6年 12月 3日 (火)
(2024年)

No. 16276 1部377円(税込み)

発行所

一般社団法人 発明推進協会

東京都港区虎ノ門2-9-1

虎ノ門ヒルズ 江戸見坂テラス

郵便番号 105-0001

[電話]03-3502-5493

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
了測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年75,090円 6カ月39,165円
(税・配送料込み)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

発明推進協会ウェブサイト <https://www.jiii.or.jp>

目次

☆ラテンアメリカにおける商標保護(4・完)(1)

☆[春宵一刻]家康は何故鎖国を選んだのか(7)

☆オンライン知的財産セミナー(最近の商標審判決における

識別力・類否判断の傾向に照らした自社商標保護の図り方)(8)

ラテンアメリカにおける商標保護(4・完)

オハム・ブルリッチ・フランツバウム法律事務所(Ojam Bullrich Flanzbaum)

弁護士 ラケル・フランツバウム(Raquel Flanzbaum)

訳者:高橋雄一郎法律事務所/高橋林アンドパートナーズ

弁護士 望月尚子

1 はじめに

第4回は、ラテンアメリカにおける商標の適切な保護を得るための主要な問題をハイライトすることを目的とした本稿の最終回である。

第4回は、第3回に引き続き、第1回及び第2回で述べた事項を念頭におき、ラテンアメリカにおける商標の保護を検討するにあたり考慮すべき事項をよくある質問と回答という形式で述べる。最後に、

ラテンアメリカにおける商標の適切な保護を得るために考慮すべき事項をまとめたので、参考にしていただけたら幸いである。

2 登録商標はいつ更新可能であるか? 使用宣誓供述書を提出する必要があるか? 猶予期間はあるか?

商標は、10年ごとに無期限に更新することができ

弁理士法人

ITO H 弁理士法人 I T O H

Patent Attorney Corporation

代表社員 所長◎*弁理士 伊東 忠重
副所長 弁理士 中横 利明
所長代理 弁理士 杉山 公一
商標部長 *弁理士 小林恵美子
弁理士 青木 一郎
弁理士 川畑 洋平
弁理士 田口 雅洋
弁理士 水上 大義
弁理士 高岡 正之
*弁理士 佐々木 誠
*弁理士 押鴨 涼子
弁理士 松田奈緒子
弁理士 上野あずさ
中国弁理士 羅 翀

会 長 *弁理士 伊東 忠彦
副所長 弁理士 藤村 直樹
所長代理 弁理士 岩下 隆行
弁理士 坂井 樹弘
弁理士 鈴木 真子
弁理士 太田早紀子
弁理士 猪俣 宏史
弁理士 本田 幹晴
弁理士 金子 紀子
弁理士 島村 暁
弁理士 井坂 剛
弁理士 清水 誠
弁理士 山口 正博
韓国弁理士 柳 光熙

副所長 ○弁理士 吉田 千秋
副所長 弁理士 新井 諭
所長代理 *弁理士 石川 滝治
弁理士 松本 晃一
弁理士 岡本 恵介
弁理士 菊池 陽
*弁理士 小野 亨
弁理士 請間 信博
弁理士 酒井 俊尚
*弁理士 柳町並友美
弁理士 林 正樹
弁理士 島山 敏光
米国特許弁護士 マーク・リー
米国パテントエージェント ハンリー・ロ

副所長 *弁理士 石原 隆治
副所長 弁理士 渡辺 直満
特許係争・調査部長 弁理士 新川 圭二
弁理士 中村 礼
弁理士 磯部 公志
弁理士 永坂 均
弁理士 森田 展弘
弁理士 西出 康司
弁理士 佐藤 友規
弁理士 山下真由美
弁理士 佐藤 雄史
*弁理士 横山 照夫
中国弁理士 張 小珣☆
顧問 弁理士 山口 昭則

副所長 *弁理士 横山 淳一
所長代理 弁理士 川村 雅弘
意匠部長 弁理士 木村 恭子
弁理士 田村 猛郎
*弁理士 佐藤 清志
弁理士 茂野 瞳
弁理士 稲 綾子
*弁理士 野崎 圭子
弁理士 川崎 孝
弁理士 藤田 英治
弁理士 秋元 正哉
弁理士 西村 祐亮
中国弁理士 塗 琪順☆
顧問 弁理士 川崎 芳孝

IPUSA PLLC 米国特許弁護士 ハーマン・パリス 米国特許弁護士 有馬 佑輔 米国特許弁護士 加藤奈津子 Beijing IPCHA 中国弁理士 李 海龍 中国弁理士 董 沢宇

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1 明治安田生命ビル16階 TEL: 03(5223)6011 E-Mail: itohpat@itohpat.co.jp URL: https://www.itohpat.co.jp